

岐阜県公報

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(畜産課) ページ 一

告示

岐阜県告示第六百五十八号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十年岐阜県告示第六百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

関市安桜台、池尻、池田町、大坪、小瀬、小瀬長池町、小瀬南二丁目、小瀬南二丁目、尾太町、貸上町、川間町、北福野町二丁目、北福野町三丁目、西仙房、桜本町一丁目、山王通西、山王通二丁目、山王通三丁目、下有知、十三塚北、十三塚町、関ノ上二丁目、関ノ上三丁目、関ノ上四丁目、堅切北、堅切南、辻井戸町、寺田一丁目、寺田二丁目、中福野町、西貸上、西境松町、西福野町一丁目、西福野町二丁目、西本郷、西本郷通一丁目、西本郷通二丁目、西本郷通三丁目、のぞみヶ丘、東貸上、東桜町、東志摩、東仙房、東福野町、広見、広見北町、広見東町、北仙房、水ノ輪町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、南貸上、南仙房、向西仙房、元重町、若草通一丁目、若草通二丁目、若草通三丁目及び若草通五丁目並びに美濃市藍川、生櫛、乙狩、楓台、笠神、さくらヶ丘二丁目、さくらヶ丘三丁目、志摩、松栄町一丁目、松栄町二丁目、松栄町三丁目、松栄町四丁目、松栄町五丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、中央九丁目、中央十丁目、松倉台一丁目、松倉台二丁目、松森、もみじが丘一丁目、もみじが

丘三丁目及びびもみじが丘三丁目

平成三十年十二月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社